

岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱

制 定 平成16年4月1日
岡山県告示第229号
最終改正 平成28年7月8日

(目的)

第1条 この要綱は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新及び技術に関する研究開発等の創造的事業活動等を支援するために必要とする資金の融通を円滑にして、中小企業の創意ある向上発展と新たな事業分野の開拓を図り、もって本県経済の健全な発展と産業構造の転換の円滑化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に規定する企業組合及び同項第7号に規定する協業組合をいう。
- (2) 組合 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、同項第2号に規定する事業協同小組合、同項第5号に規定する協同組合連合会及び同項第8号に規定する商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合並びに直接の構成員の3分の2以上が中小企業者である、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条に規定する酒造組合及び酒販組合並びに内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第3条に規定する内航海運組合をいう。
- (3) 金融機関 知事が指定する取扱金融機関をいう。
- (4) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。
- (5) 支援センター 公益財団法人岡山県産業振興財団（岡山県中小企業支援センター）をいう。
- (6) 責任共有制度 責任共有制度要綱（平成18.09.12中庁第2号）に基づく信用保証制度をいう。

(融資を受ける者の資格)

第3条 融資を受ける資格を有する者は、別表の融資対象者の欄に掲げる要件に該当する者で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して、保証協会の保証対象事業を営んでいること。
- (2) 許可、認可、登録等を必要とする業種を営む場合には、保証協会が保証承諾するまでに、その許認可等を取得していること。

- (3) 県税を滞納していないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して、弁済義務を有していないこと。
- (6) 現に保証協会の保証を受けている者にあつては、当該保証融資の償還が適正になされていること。

（融資資金の用途）

第4条 この要綱において融資対象となる資金は、別表に掲げる融資対象者が国、県又は支援センターが認めた事業計画に従って事業を行うために必要となる建物及び設備の取得に要する設備資金（土地の取得に要する資金を除く。）及び運転資金とする。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度額 総額1億円以内（うち、運転資金にあつては、5千万円を限度とする。）
- (2) 融資期間
 - 設備資金10年以内（うち、据置期間は、2年以内とする。）
 - 運転資金7年以内（うち、据置期間は、1年以内とする。）
- (3) 償還方法 原則として月賦償還
- (4) 融資利率
 - 責任共有制度の対象 年1.65パーセント以内（変動金利）
 - 責任共有制度の対象外 年1.5パーセント以内（変動金利）
- (5) 担保 不要
- (6) 連帯保証人 保証協会の定めるところによる。

（信用保証）

第6条 この要綱に基づく融資については、保証協会の保証に付するものとし、その条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保証料率

イ 平成18年経済産業省告示第44号に規定するモデル（以下「CRDモデル」という。）によって保証料率が定まるものについては、保証協会が定める区分ごとに、次の料率（年）以内とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条に規定する保険事故の発生率を算出できない場合に該当する者については、区分5を適用する。

区分1	1.14パーセント	区分2	1.05パーセント	区分3	0.93パーセント
区分4	0.81パーセント	区分5	0.80パーセント	区分6	0.80パーセント
区分7	0.80パーセント	区分8	0.60パーセント	区分9	0.45パーセント

ロ CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては、保証協会所定の料率とする。

- (2) 担保 不要
- (3) 連帯保証人 保証協会の定めるところによる。

（融資の申込方法等）

第7条 この要綱による融資を受けようとする者は、保証協会が定める信用保証申込書に、金融機関又は保証協会が指示する書類等を添付して、原則として金融機関を経由して、保証協会へ申し込むものとする。

(融資を受けた者の遵守事項)

第8条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(経費の補助)

第9条 知事は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な経費の一部を金融機関及び保証協会に補助するものとする。

(調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱による融資について調査することができる。

(報告)

第11条 金融機関及び保証協会は、融資又は保証の実績について別に定める様式により、毎月10日までに知事に報告しなければならない。

2 支援センターは、別表の融資対象者の欄中の3に係る推薦の実績について別に定める様式により、毎月10日までに知事に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 平成21年4月1日以後この要綱に基づく新規の融資については、第3条から第7条までの規定にかかわらず、当分の間行われぬものとし、同日前に保証協会がした保証の承諾に係る融資については、なお従前の例により行われるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年岡山県告示第314号の2)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年岡山県告示第219号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱第5条及び第6条の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る連帯保証人及び保証料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年岡山県告示第210号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年岡山県告示第452号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年岡山県告示第469号の4)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱第5条及び第6条の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前の借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息及び施行日前に岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年岡山県告示第160号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年岡山県告示第452号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年岡山県告示第246号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第215号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第484号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年岡山県告示第445号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年岡山県告示第392号）

この告示は、平成28年7月8日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

融資対象者

次のいずれかに該当する中小企業者又は組合

- 1 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条の規定により、国又は県が承認した経営革新計画に従って事業を行う者
- 2 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第5条第1項に規定する旧認定研究開発等事業計画に従って事業を行う者
- 3 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、支援センターが設置した「事業可能性評価委員会」の推薦を受けた者（(6)にあつては、県の承認をもって推薦があつたものとみなす。）
 - (1) おかやま I T 特別経済区設置要綱（平成14年岡山県告示第202号）第3条の規定による指定地域内に主たる事業所を有し、I T 関連事業を行う者
 - (2) 新分野進出、事業転換、融合化及び合併に関し県が別に定める基準に適合する事業を行う者
 - (3) ユニバーサルデザイン及びアクセシビリティ（使いやすさ）に配慮した、製品の開発及び製造、サービスの提供並びに施設の整備及び改善を行おうとする者
 - (4) 特許権、実用新案権又は意匠権を利用した事業を行う者
 - (5) 県が設置したインキュベート施設に入居している者及び同施設に入居していた者で、入居申請書に記載した事業計画に従って事業を行うもの
 - (6) 「新分野進出計画審査会」の審査を経て県が承認した建設業の「新分野進出計画」に従って事業を行う者
 - (7) 商工会の経営戦略構築シート（やる気プラン）に基づく事業計画に従って事業を行う者
 - (8) 医療・福祉・健康、超精密生産技術、バイオ、環境、I T 又は物流のいずれかの分野の事業を行い、より成長する見込みがある者で、次に掲げる要件のすべてを満たすもの
 - イ 製品、サービス又は技術に関する優位性又は新規性があると認められるビジネスプランを有すること。
 - ロ 事業化又は事業拡大が可能な製品、サービス又は技術を有すること。
- (9) 岡山・わが社の技の認定を受けた者
- (10) 県が別に定める補助事業の対象となつた事業の成果を活用して事業を行う者で、当該補助期間終了後3年を経過していないもの